

## 第 1 1 号議案

ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例の一部を改正する条例

ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例（平成 2 7 年ふじみ野市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「ふじみ野市個人情報保護条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 9 号。以下「保護条例」という。）第 2 条第 1 号」を「ふじみ野市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年ふじみ野市条例第 2 6 号）第 2 条第 2 項」に改め、同条第 3 号中「保護条例第 2 条第 4 号」を「法第 2 条第 8 項」に改め、同条第 4 号中「保護条例第 2 条第 6 号に規定する個人情報ファイルのうち個人番号をその内容に含むもの」を「法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイル」に改める。

別表第 1 の 1 8 の項中「ふじみ野市障害者手帳交付に係る診断書料補助要綱（平成 1 7 年ふじみ野市告示第 8 2 号）」を「ふじみ野市障害者手帳診断書料補助金交付要綱（令和 4 年ふじみ野市告示第 2 1 3 号）」に改め、同表 2 5 の項中「ふじみ野市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱」を「ふじみ野市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱」に、「小児慢性特定疾病児童日常生活用具の」を「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の」に改め、同表 2 7 の項中「ふじみ野市障害者成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成 2 4 年ふじみ野市告示第 1 3 4 号）」を「ふじみ野市成年後見制度利用支援事業実施要綱（令和 4 年ふじみ野市告示第 7 7 号）」に、「障害者成年後見制度利用支援事業に」を「成年後見制度利用支援事業に」に改め、同表 2 8 の項中「平成 1 7 年ふじみ野市告示第 1 1 6 号」を「令和 4 年ふじみ野市告示第 2 8 7 号」に改め、同表 4 0 の項中「ふじみ野市地域活動支援センター機能強化事業実施要綱（平成 1 8 年ふじみ野市告示第 2 3 2 号）」を「ふじみ野市地域活動支援センター事業実施要綱（令和 4 年ふじみ野市告示第 1 4 2 号）」に、「創作的活動又は生産活動の機会の提供」を「地域活動支援センター事業」に改める。

別表第 2 の 2 の項中「療育医療の」を「養育医療の」に、「療育医療に」を「養育医療に」に、「療育医療関係情報」を「養育医療関係情報」に改め、同表 1 6 の項中「ふじみ野市障害者手帳交付に係る診断書料補助要綱」を「ふじみ野市障害者手帳診断書料補助金交付要綱」に改め、同表 1 7 の項中「ふじみ野市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱」を「ふじみ野市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱」に、「小児慢性特定疾病児童日常生活用具の」を「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の」に改め、同表 1 9 の項中「ふじみ野市障害者成年後見制度利用支援事業実施要綱」を「ふじみ野市成年後見制度利用支援事業実施要綱」に、「障害者成年後見制度利用支援事業に」を「成年後見制度利用支援事業に」に改め、同表 2 4 の項中「ふじみ野市地域活動支援センター機能強化事業実施要綱」を「ふじみ野市地域活動支援センター事業実施要綱」に、「創作的活動又は生産活動の機会の提供」を「地域活動支援セン

ター事業」に改める。

別表第3の1の部市町村長の項中「療育医療関係情報」を「養育医療関係情報」に改め、同表8の項中「ふじみ野市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱」を「ふじみ野市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱」に、「小児慢性特定疾病児童日常生活用具の」を「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の」に改め、同表12の項中「ふじみ野市地域活動支援センター機能強化事業実施要綱」を「ふじみ野市地域活動支援センター事業実施要綱」に、「創作的活動又は生産活動の機会の提供」を「地域活動支援センター事業」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月20日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

#### 提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正等に伴い、条文を整備するため、ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。